

## 宿泊施設・自宅療養に係る医療費の公費負担について

20220128 島根県健康福祉部感染症対策室

### ■新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療に適用

- ・ 県が設置した宿泊施設又は自宅での療養中に受けた保険医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額が公費負担の対象です。
- ・ ただし、本医療に対する公費負担については、以下の（１）～（３）に掲げる要件を全て満たす必要があります。
  - （１） 県が設置する宿泊施設又は自宅での療養対象となった患者が受けた医療であること
  - （２） （１）の患者が県の設置する宿泊施設又は自宅での療養期間に受けた医療であること
    - ※認定前に実施した医療は対象とならないが、認定後療養区分が決まるまで自宅で療養している期間中やその他受けた新型コロナウイルス感染症に係る医療は対象
    - ※健康観察を受託している場合、健康観察として受託した範囲に含まれない医療が対象
  - （３） 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること
- ・ なお、発生届を提出するに至る診察や検査、処方など（新型コロナウイルスに係る PCR 検査等は除く）にかかる費用は対象外です。

### ■新型コロナウイルス感染症患者であることの確認

- ・ 受給資格の確認が必要な場合は、以下の書類が例示されております。
  - ・ 宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料、紹介状やリーフレット
  - ・ 宿泊療養又は自宅療養中の健康観察票など
- ・ 院内で共有や確認が必要な場合は方法をご検討ください。

### ■公費負担医療別の公費負担者番号及び受給者番号について

- ・ 入院の場合は、保健所から発行される公費負担決定通知書等に記載される番号を用いますが、軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における医療の場合は、以下の公費負担者番号、受給者番号となります。

公費負担者番号：28320604 （※発生届出に至る PCR 検査等とは別番号）

受給者番号：9999996

### ■公費負担の請求方法について

- ・ 審査支払機関を通じたレセプト請求に対して補助を行います。
- ・ 万が一、医療機関が自己負担額を徴収済みの場合には、管轄保健所までご相談ください。

#### 【参考】

○令和2年4月30日付け健感発0430第3号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養費及び自宅療養における公費負担医療の提供について」

○令和2年4月30日付け保医発0430第4号 厚生労働省保険局医療課長通知

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養費及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」